

令和6年11月25日

福島市議会議長 萩原 太郎 様

議会改革検討会 座長 二階堂 武文

議会基本条例施行状況について(答申)

当検討会では、令和6年9月19日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果(総評)

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営(A 評価)

市民に分かりやすい表現に努めており今後も継続して取り組むべきである。

②市民に分かりやすい委員会での議論(A 評価)

市民に分かりやすい表現に努めており今後も継続して取り組むべきである。

③政務活動費に係る収支報告書等の公開(A 評価)

収支報告書を公開し、市民への説明責任を果たしており、今後も継続して取り組むべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開(A 評価)

今後も継続して取り組むべきである。

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催(A 評価)

青年層や女性を対象とした意見交換会を実施した。今後も継続して取り組むべきである。

b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知
(A 評価)

改善も行っており、今後も継続して取り組むべきである。

c.議案、委員会資料の公開(A評価)

今後も継続して取り組むべきである。

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表(B 評価)

賛否の公表につながる採決についての検討を進めており、公表について検討を継続すべきである。

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施(A評価)

青年層や女性を対象とした意見交換会を実施した。今後も継続して取り組むべきである。

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用(A評価)

参考人制度は、委員会の議論を深める上で積極的に活用されており、今後も継続して取り組むべきである。

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議(B評価)

本会議では未実施だが、委員会では実施されており、今後も継続して取り組むべきである。

②政策討論会の開催(A評価)

初めて政策討論会を実施した。今後も継続して取り組めるよう検討していくべきである。

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案(B 評価)

実施にむけて先進事例等を検討すべきである。

②市長等に対する政策提言(A評価)

市長等に対する政策提言を積極的に行っており、今後も継続して取り組むべきである。

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目(A 評価)

議会基本条例の施行状況を確認する項目以外の事項として次の7件を確認した。
なお、効率的な議会運営やICTの推進などに取り組んだ。

- ① 緊急会議を開催し、通年会期制度を活かした市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営を行った。
- ② ICT活用検討会により、ICT活用のあり方と諸課題について検討を行い、さらなるペーパーレス化に務めるとともに、外部講師を招いて全議員を対象にした研修の実施や新たなスケジュール管理のあり方を検討するなど、タブレット端末のさらなる活用を図った。
- ③本市議会のあるべき適正な定数について調査を行うため、議員定数に関する調査特別委員会を設置し検討を開始した。
- ④議長からの諮問により議会改革検討会で「青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みについて」答申を提出し、令和5年秋から青年層、女性を対象とした意見交換会を実施した。
- ⑤議場・委員会室での水分補給について、本会議等における議場出席者が体調管理等のために行う水分補給(飲料水・お茶)は、議長に申し入れを行い、議長の判断により議員、当局とも可とした。
委員会等における出席者が、体調管理等のために行う水分補給(飲料水・お茶)は、議員、当局とも可とした。
- ⑥代表者会や正副委員長会議において平成22年以降の長期・継続的な所管事務調査について取り組み経過の検証を行った。
- ⑦議会BCPによる、防災訓練、救命講習を実施した。議会の内規として議長及び副議長とともに事故があるときの代理者の選出方法について協議した。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの
議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要なものはなかった。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「令和6年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針」のとおり

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、前回に引き続き評価基準を3段階(A 評価「このまま推進」、B 評価「改善や新しい取組を検討」、C 評価「原因分析と制度の見直しを検討」)及び評価外に設定し、改選前に行った会派評価を参考に総合評価として議会改革検討会において評価及び今後の取組方針を協議、決定した。

今後も議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくべきことを申し添えて、以上のとおり答申する。